

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67条）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年5月9日

奈良県監査委員 谷 川 正 嗣

奈良県監査委員 南 田 昭 典

奈良県監査委員 藤 井 守

奈良県監査委員 岩 田 国 夫

磯城野高等学校（旧田原本農業高等学校分）

監査の結果

生産物売払収入の収納事務について

（注意事項）

生産物売払収入の収納事務において、出納員でないものが現金を受領し出納員に引き継いでいた。

今後は、奈良県会計規則に基づき適正に収納事務処理を行うべきである。

措置の内容

今後は、出納員が直接現金を受領し、奈良県会計規則に基づき適正に収納事務処理を行う。

措置結果通知日 平成20年1月16日

障害福祉課

監査の結果

福祉関係敷地使用料の調定について

（注意事項）

福祉関係敷地使用料の調定について、調定時期の遅延及び調定日の遡及が認められた。

今後は、奈良県公有財産規則及び奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。

措置の内容

今後は規則に基づき適正に調定事務を行う。

措置結果通知日 平成20年1月18日

こども家庭課

監査の結果

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還未済金について

(注意事項)

母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。

今後一層収納の促進に努めるべきである。

(2) 児童扶養手当過払金における返納未済金について

(注意事項)

児童扶養手当過払金において返納未済金が認められた。

今後一層収納の促進に努めるべきである。

(3) 児童措置費負担金の未収金について

(注意事項)

児童措置費負担金において未収金が認められた。

今後一層収納の促進に努めるべきである。

措置の内容

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還未済金について

償還未済金については、従来より債務者の償還能力に応じた償還指導や滞納の未然防止に努めているところであるが、今後も、償還開始時や初期滞納者に対する償還指導を徹底するとともに、悪徳滞納者に対しては法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告の強化を行い、より一層の収納の促進に努める。

(2) 児童扶養手当過払金における返納未済金について

児童扶養手当過払金の返納未済金については、従来からその解消に努めているところであるが、今後も分割納付が守られていない者への返済指導を強化するとともに、未分割の債務者へは分割納付を働きかけるなど、滞納状況や債務者の返済能力に応じた返済指導をより計画的に行い、一層の収納の促進に努める。

(3) 児童措置費負担金の未収金について

児童の入所措置の際に、保護者への説明と指導を強化し、未然の防止にさらに努めるとともに、初期の未納者に対する早期の納付指導を徹底する。また、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を行い、一層の収納促進に努める。上記対応の円滑実施のため、こども家庭相談センターとの連携強化を図る。

措置結果通知日 平成20年2月7日

奈良県税事務所

監査の結果

通勤手当の認定について

(事実認定)

前年度に引き続き、通勤手当の認定を誤ったため、4件、47,000円の過払いが認められた。

(指摘事項)

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成19年11月分給与で調整した。

措置結果通知日 平成20年2月19日

財団法人奈良県万葉文化振興財団

監査の結果

通勤手当の支給について

(注意事項)

通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、13,500円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。

所管である文化国際課の措置の内容

通勤手当の支給誤りによる過払い分については、平成19年11月給与で返還したことを確認した。

今後はより一層諸手当の支給事務を適正に行うよう指導した。

措置結果通知日 平成20年2月26日

財団法人奈良県中小企業支援センター

監査の結果

通勤手当の認定について

(注意事項)

通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、5,259円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

所管である工業支援課の措置の内容

通勤手当の認定誤りについては、認定が変更されるとともに、過払い分を11月給与支給時に調整したことを確認した。

今後はより一層慎重な審査に努め、適正に認定事務を行うよう指導した。

措置結果通知日 平成20年2月26日

桜井県税事務所

監査の結果

契約規則で定められた限度額を超えた随意契約について

(注意事項)

長期継続賃貸借契約において、契約規則に定められている随意契約できる限度額を超えて随意契約が行われていた。

今後は契約規則を遵守し、適正に行うべきである。

措置の内容

今後は、契約規則を遵守し、適正な契約業務の執行に努める。

措置結果通知日 平成20年2月27日

奈良土木事務所

監査の結果

(1) 道路占用料の調定について

(事実認定)

前年度に引き続き道路占用料の一部について、調定時期の遅延が認められた。
また、1件、900円の調定誤りが認められた。

(指摘事項)

適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。

(2) 公用車事故の発生について

(事実認定)

前年度に引き続き公用車使用中における毀損及び事故の発生が認められた。

(指摘事項)

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

(1) 道路占用料の調定について

調定誤りについては、差額分の調定を行い平成19年11月22日までに収納した。

今後は条例等に基づき調定事務を適正に執行する。

(2) 公用車事故の発生について

事故発生後に事故当事者に対し、所長から文書及び、口頭にて注意を行うとともに、職員に対し「県有自動車の事故防止等について」「交通安全の励行について」の文書による注意喚起を行った。

今後とも、「夕暮れ時の前照灯早め点灯運動」をはじめ、公私とも安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努め事故絶無を期す。

措置結果通知日 平成20年2月27日

高田土木事務所

監査の結果

支出科目について

(注意事項)

予算執行において不適正な支出科目による支出が認められた。

今後は適正な支出科目で支出すべきである。

措置の内容

今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な支出科目で支出する。

措置結果通知日 平成20年2月27日

宇陀土木事務所

監査の結果

(1) 道路占用料の調定について

(事実認定)

前年度に引き続き、道路占用料の一部について、調定時期の遅延が認められた。

また、前年度に引き続き2件、4, 240円の調定誤りが認められた。

(指摘事項)

適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。

(2) 予算執行について

(注意事項)

予算執行において不適切な予算事業での執行が認められた。

今後は適切な予算事業の執行に留意されたい。

措置の内容

(1) 道路占用料の調定について

調定誤りについては差額分の調定を行い、平成19年11月1日に収納した。

今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき適正に行う。

(2) 予算執行について

今後は、事業目的、予算科目に則した支出を図るとともに、奈良県予算規則等に基づき適正な予算執行を行う。

措置結果通知日 平成20年2月27日

五條土木事務所

監査の結果

(1) 公用車事故の発生について

(事実認定)

前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。

(指摘事項)

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 道路占用料の調定について

(注意事項)

道路占用料の一部について、調定時期の遅延及び調定日の遡及が認められた。

今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に調定を行うべき

である。

措置の内容

(1) 公用車事故の発生について

交通事故皆無を目指すため全職員を対象に交通安全運転講習会を行い、事故防止及び安全運転の徹底を図った。

今後はより一層、安全運転に対する意識の向上を図り事故の再発防止に努める。

(2) 道路占用料の調定について

今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に調定を行う。

措置結果通知日 平成20年2月27日

南部農林振興事務所

監査の結果

公用車の管理について

(注意事項)

公用車管理について、一部不適切なものが認められた。

今後は公用車の使用前・使用後の確認を徹底するなど、「自動車の管理及び使用に関する規則」に基づき、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

毎月の所内課長会議において、公用車の「始業点検」・「終業点検」及び「安全運転」等の徹底を指示するとともに、職員全体に対し、「自動車の管理及び使用に関する規則」に基づき公用車の適正な管理及び使用に努めるよう、文書により周知した。

また、南部農林振興事務所公用車集中管理実施要領を改訂して、管理及び事故・故障等の報告の徹底を図った。

措置結果通知日 平成20年2月27日

吉野土木事務所

監査の結果

公用車事故の発生について

(注意事項)

公用車使用中における事故の発生が認められた。

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

事故発生後係長会議において、安全運転の徹底を図るとともに、全職員を対象に、交通安全のビデオを使い講習会を実施し、安全運転に対する意識の高揚を図った。

今後も、安全運転の徹底を図り、交通事故の防止に努める。

措置結果通知日 平成20年2月28日

中部農林振興事務所

監査の結果

住居手当の認定について

(注意事項)

住居手当の支給において、認定を誤ったため、1件、673,400円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

住居手当の認定誤りについては認定の取消を行うとともに、過払分のうち当該年度分は平成19年10月分給与で調整し、過年度分は平成19年11月22日に本人から返納させた。

措置結果通知日 平成20年2月28日

天理警察署

監査の結果

公用車事故の発生について

(注意事項)

公用車使用中における事故の発生が認められた。

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

事故直後に関係者から、事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、幹部会議及び署員研修において、全署員に対し公用車の事故防止に努めるよう安全

運転の徹底と車両の適切な管理を行うよう指示した。

今後とも、公用車の使用に際しては、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づく警察車両運転技能認定審査の受審及び安全運転講習の受講とともに、定例研修等において交通事故防止に対する指導教養を徹底して、公用車事故の絶無に努める。

措置結果通知日 平成20年2月28日

宇陀警察署

監査の結果

公用車事故の発生について

(注意事項)

公用車使用中における事故の発生が認められた。

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

交通事故発生直後に関係者から、事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、事故防止の基本動作である安全確認の徹底を指示した。

今後とも、全署員に対して、車両点検時や定例研修などのあらゆる機会を通じて、継続した交通事故防止対策の指導教養を実施して運転技術と意識の向上を図り、公用車事故の絶無に努める。

措置結果通知日 平成20年2月28日

高田警察署

監査の結果

公用車事故の発生について

(事実認定)

前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。

(指摘事項)

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

措置の内容

何れの事故においても、事故発生直後に関係者から事故原因等について詳細に

事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指導した。

また、幹部に対しては、事故直後の幹部会議において、署員に対しては、毎月の署員研修時において公用車使用中の交通事故防止に努めるよう、安全運転の徹底を指示した。

今後とも、公用車使用中の事故防止については、署員研修等のあらゆる機会を通じて交通事故防止対策の指導教養を継続実施し、公用車事故の絶無に努める。

措置結果通知日 平成20年2月28日

郡山土木事務所

監査の結果

工事請負契約について

(注意事項)

工事中に警備員の増員が必要となった工事について、警備員の増員の工事請負契約を新たに締結していた。当初工事の設計変更として行うか、新たに契約するのであれば、委託契約で行うべきである。

措置の内容

今後は適正な事務処理を行う。

措置結果通知日 平成20年2月29日

桜井土木事務所

監査の結果

河川占用料の未収金及び調定について

(注意事項)

河川占用料について、未収金の増加及び調定期限の遅延が認められた。

今後、一層収納の促進に努めるとともに、奈良県河川管理規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。

措置の内容

未収金については、滞納者に電話による催促や訪問等を実施し強化を図るとともに、今後も一層収納の促進に努める。

また、調定については、今後、奈良県河川管理規則を遵守し、年度当初に行う。

措置結果通知日 平成20年2月29日

奈良東養護学校

監査の結果

通勤手当の認定について

(注意事項)

通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、238,428円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

通勤手当の認定誤りについては認定の変更を行うとともに、過払いについては、一部を平成19年12月分給与で調整し、残額については平成20年1月30日までに本人から返納させた。

今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。

措置結果通知日 平成20年2月29日

御所工業高等学校

監査の結果

(1) 高等学校授業料の未収金について

(事実認定)

高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。

(指摘事項)

今後一層の収納の促進に努めるべきである。

(2) かい長への事務の委任の範囲を超えた契約について

(注意事項)

契約規則に定めるかい長に対する事務委任の範囲を超えて契約が行われていた。

今後は契約規則を遵守し、適正に処理すべきである。

措置の内容

(1) 高等学校授業料の未収金について

「奈良県立高等学校授業料及び入学料徴収事務取扱要項」に基づき、適正に徴収事務を行い、より一層の収納促進を図るとともに、未収金の減少と発生の防止に努める。

(2) かい長への事務の委任の範囲を超えた契約について

今後は、関係法令（県会計規則、県契約規則）を遵守するとともに、事務処理のチェック体制を見直し、契約業務の適正な遂行に努める。

措置結果通知日 平成20年3月5日

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団

監査の結果

決算事務処理について

（事実認定）

決算事務処理において、通帳に入金されているにもかかわらず経理処理せず未収金に計上しており、また、預かっているにもかかわらず経理処理していなかったため、現金預金の決算額と預金残高証明が一致していなかった。

（指摘事項）

今後は、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団会計規程に基づき、適正に決算事務処理を行うべきである。

所管である障害福祉課の措置の内容

今後は社会福祉法人奈良県社会福祉事業団会計規程に基づき適正に決算事務処理を行うよう指導した。

措置結果通知日 平成20年3月11日

奈良県道路公社

監査の結果

土地の資産計上について

（注意事項）

平成18年度に取得した土地の一部について、資産計上されていなかった。

適正に処理するとともに、今後の会計事務処理に留意すべきである。

所管である幹線道路対策室の措置の内容

奈良県道路公社に対し、平成18年度に取得した土地の一部については、平成19年度において資産計上を行うとともに、今後は適正な会計処理に努めるよう、指導した。

措置結果通知日 平成20年3月28日